

意見書

2023年7月31日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話

電子メールアドレス sec@jusa.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
総論	<p>本報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>当協会に加盟する多くの会員事業者は主にユニファイド通信サービス（クラウド電話サービス等をはじめとした新しい音声・映像サービス）を提供しています。これらのサービスは、クラウド・AI技術の進展や良質なインターネット環境、グローバルにおける人材獲得競争（リモートワークを前提として居住国を問わずスキルのある人材の採用を行う）などの社会ニーズを背景として急速に普及していると共に、世界中の企業・事業者によって激しい技術開発競争が行われています。また、これらのサービスでは利用者の利便性のためにクラウド技術と既存の公衆電話網を接続・組み合わせている形態が多く、「既存の電話サービスでは実現できない」新しい通信市場を創出して発展を続けています。ユニファイド通信サービスが法人電話市場の50%を超えているという海外の調査結果もあります。日本においても、自治体・金融・流通など様々な産業、コールセンターやテレワークツール、AIの自然会話による予約受付、会議のリアルタイム通訳など幅広い領域で活用され、日本の生産性向上に寄与しています。</p> <p>ユニファイド通信の領域においては、多くの場合が番号管理事業者よりその番号と網の卸提供を受け、公衆網に間接的に接続しています。これは相対取引であるため、契約条件は番号管理事業者側が強い交渉上の優位性をもっています。実際に、日本市場における卸条件（卸料金）は世界的に見て非常に高額であり、10倍以上の開きがあるケースも存在します。</p> <p>ビルアンドキープの導入については、料金の低廉化や多様なサービスの実現の可能性があることや、接続料の精算システムや係る人員コストの削</p>

	<p>減等、新たな事業者の参入を容易にするなどの長所が見込まれることから、その導入に賛成します。一方で、この導入に際し、公平な競争環境や参入容易性の維持等、制度面での手当について議論が必要です。ビルアンドキープ導入後は多くの収益が加入者数（番号数）に依存するため、多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進む恐れもあります。この導入によって中小の接続事業者や卸事業者が（相対的・絶対的問わずに）競争上の不利益が生じないように、1) 導入時の制度面での規律、2) 導入後の定期的な市場の確認・見直し議論が必要です。また、ビルアンドキープの導入は番号管理事業者間のみならず、卸事業者や市場に対しても大きな影響があると考えられるため、この議論には卸事業者も参加する必要があります。</p>
<p>第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方</p> <p>3. 考え方</p> <p>②ビル&キープ方式 (中略)</p> <p>そのため、総務省において、ビル&キープ方式の原則化の検討にあたっては、固定電話網のIP網への移行後における音声通信に係る市場の在り方を踏まえつつ、情報通信審議会に諮問し、次の点を中心に議論を進めていくことが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘についてどのように考えるか。 	<p>賛同します。ビルアンドキープの導入によって精算システムのコスト負担や料金精算のための担当人員の確保・配置が困難であること等の大きな課題を解決する可能性があります。これらの解決には、ビルアンドキープはできるだけ幅広く、国内全呼種に幅広く適用していく必要があります。特にツールフリー（着信課金）のサービスについても同様に適用範囲としていただきたいと考えます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。 ● 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。 ● 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。 ● 利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。 ● 仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。 ● 仮に原則化を行う場合、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。 	
<p>③指定設備設置事業者の選択可能化</p> <p>以上のとおり、ビル&キープ方式を原則化することについては、引き続き様々な観点から丁寧な議論を要するところ、本研究会において先行的に検討した指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化については、接続する二者間の合意に基づき選択する限りにおいては問題ないとする意見があった。一方で、指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、接続する二者間の合意に基づき選択できるようにすることが指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見もあった。</p>	<p>賛同します。ビルアンドキープはできるだけ幅広く、国内全呼種に適用されることが必要です。特にトールフリー（着信課金）のサービスについても、コストは自網での回収とし、他番号帯と同様に適用範囲としていただきたいと思います。</p> <p>仮に、ビルアンドキープを部分的に導入（選択性）する場合、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景にして、指定設備設置事業者に有利な方式が選択されることがないように十分な精度的措置が必要です。これには、事業者間協議の適正性を担保するだけでなく、市場全体で様々な観点で確認する必要があります。例えば指定設備設置事業者が、自らの加入者向けサービスにおいてビルアンドキープを適用した事業者とそうでない事</p>

この点、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果として、指定設備設置事業者や他の事業者がビル&キープ方式を選択していくことにより、利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できると考えられ、本研究会において継続して議論を進めたところである。

まず、一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられる。

この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定できないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要がある。具体的には、関係事業者及び総務省の提案を踏まえれば、次のような制度的措置をとることにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。

- ビル&キープ方式に合意する条件（合意の対象とする接続の形態等）を接続約款に具体的に定めること。
- 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。（従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精

業者の加入者宛ての通話料金に差を設けることで、小売市場においてビルアンドキープを適用しなかった事業者が競争上不利な立場となることが考えられます。このように、指定設備設置事業者がもつ市場支配力を背景にして、接続事業者によるビルアンドキープの選択の判断に直接的・間接的問わずに何らかの効果を与えることがないようにする必要があります。指定設備設置事業者自らが提供する役務（卸役務を含む）の提供形態・条件等も含めて、ビルアンドキープが真に「接続事業者が選択可能である」状況にあるかどうか、注視することが必要です。さらに、卸役務については多くが個別の相対契約となっており、その状況が外形的に判断できないことから、これらの状況を総務省殿が適宜把握もしくは確認する対応が必要であると考えます。

<p>算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然である。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。 <p>以上を踏まえれば、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当である。総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備を進めることが適当である。また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総務省において注視していくことが必要である。</p>	
<p>その他</p>	<p>電話サービスにおける、更なる公正競争環境の整備・利用環境の向上に向けて以下の点について、今後議論が行われることを希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 接続協議の省力化、短期間化 2. 全番号種別の番号ポータビリティの対象化（050 や 0570 番号等のポータビリティ実現） 3. クラウド時代に則した番号割当条件（固定電話番号の付与には加入者物理回線の敷設が必要であるなど、旧来の電話交換網を前提とした規律の見直し）

	4. 050 番号や、クラウド PBX 等の緊急通報機関接続（現在は固定電話と携帯電話のみ緊急通報可能である）
--	---